

2011年4月17日

福島県内市町村長
同教育長
同教育委員会

原発震災復興・福島会議
世話人 中手聖一
福島市渡利字七社宮37-1(中手方)
024-523-5238 080-1678-5562

進言書

小中学校等での授業中止及び学童疎開ならびに除染等の措置について

福島県が公表した「福島県放射線モニタリング小・中学校等実施結果」等から、県内の小中学校・幼稚園・保育所等（以下「小中学校等」）における放射能汚染状況が把握されてきました。

同モニタリングの結果、調査対象の小中学校等の75.9%が、法令で定めるところの「管理区域」基準を超える放射線が観測され、また、全体の20.4%では職業人の被ばく限度を超える「個別被ばく管理」が必要な放射線が観測されています。

本来、「管理区域」とは“一般公衆”の被ばく防止のため立ち入りを制限する区域であり、「個別被ばく管理」とは“放射線業務従事者”が被ばく線量限度を超えないよう法令により管理義務が定められているものです。放射線の感受性が高い子供たちの場合、さらに厳しい基準により保護すべきことは、放射線防護の常識であります。

既に1968年には、放射線防護の国際最高権威である国際放射線防護委員会(ICRP)が、学校教育上の「18歳までの生徒に対しての学校における放射線防護」について考え方を示し、一般公衆の線量限度の1/10以下にすべきと勧告しています。また日本においても、1976年に放射線審議会が内閣総理大臣に対し、同勧告に沿った指導が文部省により行われ、この指導を充実させていくことが適当と具申ししています。

このような観点に立ち、法と事実に照らして考えれば、福島県内の多くの学校等において、もはや教育環境として子供たちにふさわしくない状況があると判断せざるを得ません。

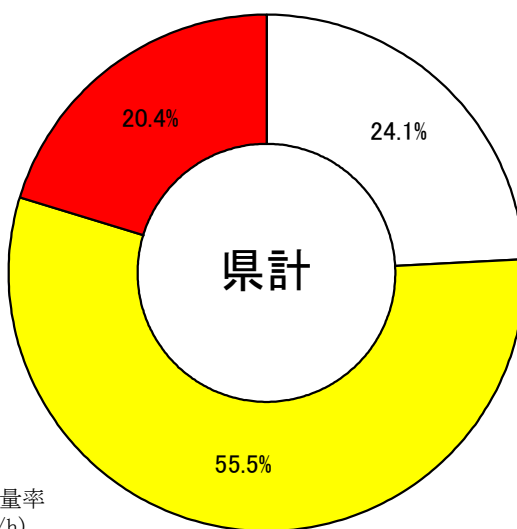
この際、私たち原発震災復興・福島会議は以下の進言をいたしますので、子供たちの健やかな学校生活のため、お聞き入れくださいますようお願いいたします。なお、当会議では福島県に対し、必要な財政措置を国に求めるよう併せて進言いたします。

- 1、少なくとも、「管理区域」基準に相当する $0.6 \mu\text{SV/h}$ 以上の放射線が観測された学校等の**授業を中止**する
- 2、全学校等を対象に施設全般の外部線量・放射能濃度・放射能表面密度など詳細調査を行うと同時に、授業再開が一定期間以上困難と判断される学校等では、子どもたちの**学童疎開**を速やかに進め、教育を受ける権利を確保する
- 3、詳細調査の結果、「管理区域」基準を超える外部線量・放射能濃度・放射能表面密度がある場合は**除染**等の必要な措置を行う
- 4、授業を中止した学校等では、当該校等が「管理区域」基準を下回ったことを確認した後に**授業を再開**する

また、「管理区域」基準以下の小中学校等が多くある市町村に置かれましては、他市町村からの学童疎開受け入れの準備を進めていただけますよう、なにとぞお願いいたします。別添資料として、「福島県放射線モニタリング小・中学校等実施結果」の集計を添付いたしますのでご参照ください。

「福島県放射線モニタリング小・中学校等実施結果」の集計

方部	空間線量率 (μ Sv/h)	校数	割合
県北	0.6未満	4	1.0%
	0.6-2.2	166	42.5%
	2.3以上	221	56.5%
県中	0.6未満	158	34.6%
	0.6-2.2	207	45.4%
	2.3以上	91	20.0%
県南	0.6未満	56	42.4%
	0.6-2.2	75	56.8%
	2.3以上	1	0.8%
会津	0.6未満	59	23.4%
	0.6-2.2	193	76.6%
	2.3以上	0	0.0%
南会津	0.6未満	37	100.0%
	0.6-2.2	0	0.0%
	2.3以上	0	0.0%
相双 (避難地区を除く)	0.6未満	4	3.8%
	0.6-2.2	80	76.2%
	2.3以上	21	20.0%
いわき	0.6未満	77	29.2%
	0.6-2.2	187	70.8%
	2.3以上	0	0.0%
県計	0.6未満	395	24.1%
	0.6-2.2	908	55.5%
	2.3以上	334	20.4%



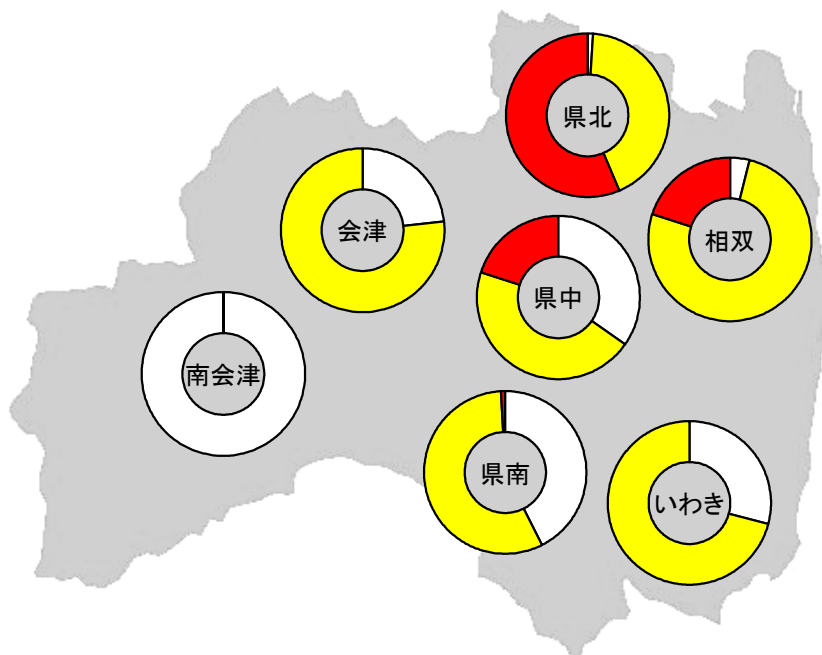
空間線量率
(μ Sv/h)

- 0.6未満 「管理区域」基準以下の放射線が観測された学校*1
- 0.6-2.2 「管理区域」に当たる放射線が観測された学校
- 2.3以上 同区域で「個別被ばく管理」が必要となり得る放射線が観測された学校*2

※「同モニタリング結果」では「1m高さ」と「1cm高さ」の測定値があるが、他の資料との整合性から「1m高さ」で集計

○集計結果の分析

1. 調査対象の小中学校等の**75.9%**で、「管理区域」基準を超える放射線が観測されている。
2. 全体の**20.4%**の学校等では、「個別被ばく管理」が必要となりうる放射線が観測されている。
3. 方部別に見ると、**県北・相双**で高い放射線量率が観測された割合が高く、**96~99%**の学校で「管理区域」基準を超え、特に**県北**では調査対象校等の**56.5%**で「個別被ばく管理」が必要となりうる水準にある。
4. **県中・県南・会津・いわき**では、**58~76%**が「管理区域」基準を越えている。中でも**県中**では**20%**の学校が「個別被ばく管理」を必要とする放射線量率が観測されている。
5. **南会津**では調査されたすべての学校等において、「管理区域」基準を超えたものは**0校**であった。



方部別集計 の円グラフ

*1「管理区域」
人が放射線の不必要な被ばくを防ぐため、放射線量が一定以上ある場所を明確に区域し、人の不必要な立ち入りを防止するために設けられる区域

*2「個別被ばく管理」
管理区域内において、放射線業務従事者が被ばく量の許容値を超えないようにするため、区域内で受ける外部被ばく線量及び内部被ばく線量を、ひとりひとり個別に計り管理すること

既に避難等を行っている市町村長・教育長・教育委員会の方へ

貴市町村におかれましては、既に避難等がなされている、または準備中とお聞き及びしています。しかし、避難先の市町村において、小中学校等で「管理区域」基準を上回る放射線量が観測されている場合が少なくなく、改めてこの「進言書」をお送りした次第です。

避難先から更に疎開するよう進言されること、その心中を慮るとき、私たちもほんとうに心苦しく、恐縮の極みです。けれども、子供たちの人権と安心を考えると、勇気を振り絞って進言させていただきました。

私たちの本意ではありませんが、不愉快に思わせることがございましたら、心よりお詫び申し上げます。

原発震災復興・福島会議
世話人 中手聖一